

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C市場（以下「市場」という。）内において、青果物の仕分け、配送業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、配送先の冷蔵庫内で倒れて救急搬送され、死亡が確認された。死亡の原因として死体検案書には「直接死因：心室細動」と記載されている。

2 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「第1次処分」という。）。

請求人は、第1次処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、第1次処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の決定を受けて、改めて給付基礎日額を〇円として支給する旨の処分をしたところ（以下「第2次処分」という。）、請求人は、さらに第2次処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたため、監督署長は、審査官の決定を受ける前に、第2次処分を取り消し、改めて給付基礎日額を〇円として支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。

3 本件は、請求人が本件処分の給付基礎日額を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付

けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の火曜日の勤務については、市場の休日の前日で多忙であることから、金曜日と同様に、終業時刻は午後〇時を下回らないと推定すべきであると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者は、作業指示書に従い、配送先に送る野菜の仕分け、箱詰め等を行い、トラックへの積み込みや一部配送先への配送を行っていた。同作業について、Dは「特に忙しい日は、市場の休みの前日です。」と述べており、請求人の主張のとおり、市場の休日の前日は業務量が多かった可能性は否定できない。

もともと、Eは、被災者の終業時刻について、大体午後〇時か午後〇時くらいであったとした上で、「金曜日だけは午後〇時、〇時くらいに極端に遅くなることもありました。」と述べており、市場の休日が原則、水曜日と日曜日であることに照らすと、金曜日に帰宅が遅くなる理由は市場の休日の前日のためとは判断し得ない。

また、市場の休日の前日である土曜日については、被災者のタイムカードには終業時刻の打刻漏れが多いものの、遅くまで時間外労働を行っていたという状況は見受けられず、また、請求人も土曜日の帰宅時間が遅かったとの主張はしていない。

そうすると、市場の休日の前日である火曜日及び土曜日は、業務量が多かった可能性はあったとしても、一律に遅くまで時間外労働をしていたとは考え難く、また、金曜日は、市場の休日の前日であるとの事情というよりも、週末を控えた配送先の都合等その他の事情で遅くまで作業をする日があったものと考えることが相当である。

したがって、火曜日の終業時刻について、金曜日と同様に終業時刻を午後〇時までとする客観的事実を証する申述ないし記録が存在していないことから、請求人の主張を認めることはできない。

なお、請求人は、Eが、平成〇年〇月〇日の火曜日の午後〇時〇分頃に被災者が作業をしていたと述べていることから、火曜日の終業時刻を午後〇時以降と推認すべきである旨を主張しているが、上記のとおり火曜日の終業時刻が常態として遅かったとする合理的な理由が認められない以上、同日の状況のみをもって、本件処分の給付基礎日額の算定期間である同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のすべてについて、火曜日の終業時刻を一律に午後〇時と推定することはできない。

(3) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分を取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。